

令和 7 年度 第 1 回差別事象検討小委員会

日 時 令和 7 年 9 月 4 日(木) 午後 1 時 30 分～3 時
場 所 県庁第二庁舎 4 階 第 33 会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 議 事

- (1) 委員長の選任、委員長代理の指名について
- (2) 会議の公開、非公開について
- (3) 県内で発生している差別事象について

4 その他

5 閉 会

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会

差別事象検討小委員会

【委員】

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

氏名	所属・活動等	出欠
かんば 神庭 まこと 誠	米子市教育支援センター（ぷらっとホーム） 副センター長	○
きたむら 北村 ひでのり 秀徳	公立鳥取環境大学、鳥取看護大学・鳥取短期 大学非常勤講師	○
なかい 中井 ひろし 浩	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	○
まつだ 松田 ひろあき 博明	大山町人権交流センター 所長	○
やまもと 山本 まさき 真輝	鳥取市民総合法律事務所 弁護士	×
やまもと 山本 ようこ 陽子	鳥取県医療ソーシャルワーカー協会理事	○

6名：(50音順)

【事務局】

氏名	所属・職名	備考
吉野 知子	人権尊重社会推進局 局長	
古川 義秀	人権尊重社会推進局 人権・同和対策課長	
海浪 啓	人権尊重社会推進局 人権・同和対策課 同和対策担当 課長補佐	
谷本 花梨	人権尊重社会推進局 人権・同和対策課 同和対策担当 主事	

【差別事象検討小委員会の概要】

差別事象への対応の検討をより一層進めるため、平成23年12月に鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として差別事象検討小委員会を設置している。

- 目的： 鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- 位置づけ： 人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会と位置づける。
- 委員： 近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部の委員で組織する。
- その他： 検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

○鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成8年7月9日
鳥取県条例第15号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下の平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題(以下「人権問題」という。)への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らす全ての者の責務)

第4条 県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権教育及び人権啓発に関する事項
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関する事項
- (4) 相談支援体制に関する事項
- (5) 人権施策の推進に資する調査に関する事項
- (6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関する事項
- (7) 人権問題における分野ごとの施策に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為(インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。)をしてはならない。

- (1) 詆謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談者への助言
- (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介
- (3) 関係機関と連携した相談者の支援
- (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第10条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(令和3年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

○鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

平成 8 年 7 月 26 日
鳥取県規則第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成 8 年鳥取県条例第 15 号)第 10 条第 5 項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第 4 条 協議会に、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前 2 条の規定は、小委員会に準用する。

(意見の聴取)

第 5 条 協議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、議事に関し専門的な知識を有する者に対して、出席を求めて意見を聴き、又は意見書の提出を求めることができる。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 19 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 14 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○鳥取県情報公開条例(抄)

第4章 情報公開の一層の推進

(情報公開の一層の推進)

第34条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

(情報提供施策の充実等)

第35条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

(計画等の積極的な公開)

第36条 実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を開くことにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

平成 12 年 3 月 31 日
鳥取県告示第 218 号

鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり会議の公開に関し準拠すべき指針を定めたので、告示する。

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

1 趣旨

この指針は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「公開条例」という。）第 37 条第 2 項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

3 会議の公開

審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により公開することができないとされているとき及び次のいずれかに該当する場合であって 4 により当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 公開条例第 9 条第 2 項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を開くことにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等

- (1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が 3 の(1)又は(2)に該当する場合（当該会議中に 3 の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。）であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるときは、当該会議に諮って非公開の決定を行うものとする。
- (2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、3 の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該 3 の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。
- (3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。
- (4) 審議会等は、会議を開くに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

～ 以 下 略 ～

○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の解釈及び運用について

平成12年4月1日制定
総務部長通知
平成15年2月25日改正
総務部長通知
平成25年3月23日改正
未来づくり推進局長通知
平成25年11月18日改正
未来づくり推進局長通知
令和元年7月5日改正

1 指針の趣旨について

審議会等の会議は、県の各種施策の企画立案又は執行の過程において重要な役割を果たしていることから、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項において会議の公開について規定し、会議における審議等の状況を明らかにすることにより、県民参加による開かれた公正な県政を推進することとしている。条例37条第2項の規定により規定された審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成12年鳥取県告示第218号。以下「指針」という。）は、その基本方針を示したものである。

2 対象となる審議会等について

- (1) 指針2の地方自治法第138条の4第3項の「附属機関」とは、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条の規定により設置された附属機関をいう。
- (2) 指針2の「これに類する会議」とは、(1)以外に実施機関が設置する審議、審査、調査等を行うため、県民、学識経験者等を構成員とする会議をいい、実施機関の内部会議、事業関係者等との打ち合わせ会議等は含まない。

3 会議の公開について

条例第9条第1項では、県の保有する公文書の公開を定めている。ただし、同条第2項により法令等の規定により公開することができないときなどについては、公文書の開示をしないこととしている。審議会等の会議についても、条例第37条第1項により、これを原則公開とし、ただし、法令等の規定により公開することができないときなど一定の場合には、当該会議を非公開とすることとしている。指針3は、そのことを確認したものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 指針3の法令等の規定により会議を公開することができない場合における法令等とは、法律、政令、省令及び条例をいう。審議会等は法令等を遵守する義務があり、それらに公開することができないことが定められている場合には、当該会議を公開することができないことを確認したものである。
- (2) 指針3の(1)は、条例第9条第2項各号に定める情報（以下「非開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合であって、当該会議で公開しないと決定したときは、非公開とすることとしたものである。これは、公文書の開示請求においては開示しないとされている事項について公開の場で審議等を行うことは、条例の趣旨に反し適当ではないためである。その非公開の決定は公文書の場合と同様厳格に行い、その決定は真にやむを得ない理由がある場合に限られる。
- (3) 指針3の(2)は、会議における公正かつ円滑な議事運営を確保するため、必要な場合には、公開しないというものである。これは、審議事項等の内容によっては、会議を公開した場合に、審議妨害や委員に対する圧力等が加えられたり、公正又は円滑な議事運営が著しく阻害されて、その結果として県全体の利益が損なわることがあり得るためである。したがって、議事運営に著しい支障が生じることが相当確実に予想される場合であって、当該会議で公開しないことを決定したときに限り適用するものであり、その運用は厳格に行う必要がある。

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等について

- (1) 指針4の(1)により、法令等の規定により公開できないときを除き、会議の非公開は、当該審議会等がその会議において決定しなければならないとしている。これは、審議会等としての独立性を尊重するとの観点から、審議等の結果に一義的な責任を有する当該審議会等が自らの責任において決定すべきであるためである。
- (2) 指針4の(2)により、一つの会議で公開する部分と非公開とする部分を分割して審議することができる場合は、非公開とする部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分の会議については公開しなければならないとしている。これは、会議のうち非公開とする部分以外については、原則公開の立場から、公開しなければならないというものである。
- (3) 指針4の(3)により、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならないとしている。これは、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものである。
- (4) 会議の非公開の決定に当たっては、次により行うこととする。
- ア 新たに設置される審議会等については、最初の会議において決定するものとする。
　　なお、非公開の決定は、審議会等が、非公開とする場合の事務の内容又は審議事項等及び非公開とする理由を明らかにした上で行わなければならない。
- イ 非公開に関して決定された内容については、文書で明らかにしておくこととする。
- ウ 非公開を決定した後に新たに審議する事項が追加される等の理由により、新たに非公開の決定を行うべき事情が生じたときは、審議会等は、その都度、会議において非公開を決定しなければならない。
- エ 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、原則として公開とする部分の審議が終了してから非公開とする部分の審議を行うものとする。
- オ 実施機関は、非公開の決定について、県民課に報告することとする。

～ 以 下 略 ～

報告の概要(令和6年12月～令和7年8月報告分)

1 JR列車内での差別発言

発生日時	令和7年6月20日（金）
発生場所	JR列車内
内 容	<p>特別支援学校の生徒3名（以下A、B、C）が、3号車のBOXの間の通路に立っていたところ、高等学校の生徒（以下D）が、特別支援学校の生徒たちの体に当たった。</p> <p>Dがそのまま他の車両へ向かって歩いて行ったので、A、Bもついて行き、Aが、Dに対して「まじうざいだけど、なんで当たった？」と話した。それに対しDは素直に謝る。</p> <p>Dは謝ってもう終わったと思っていた矢先、今度はBからなんでもつかったんだと強く迫られた。やりとりの中で、わざとじゃない等、説明したが話がかみ合わず、お互いに興奮してしまい言い争った。額をこすり合わせるような状態まで発展した。</p> <p>Dは何を言っても聞いてくれないのでイライラして「だまれ、障がい者、死ね」と言った。</p> <p>お互いが体を離した後、Bが笑ってきたので、Dも笑い返したところ、Bが笑った理由を聞いてきた。Dは「お前の顔が面白い」と答えた。Bはその言葉に腹を立て、「お前の顔が面白い」と同じ言葉をDに返した。その後、Bは別の車両に戻っていった。</p> <p>しばらくして、Cがやってきて、この件は、A、Bの方が悪いと誤りに来た。Dはこの件は終わったと思った。</p> <p>その後、Dはこの場にいなかった友人を通して、AとLINEでつながり、LINEのグループ通話をした。その通話には、Bは参加していなかった。その通話の中で、6月23日（月）に誤りたいからJRで待ち合わせしようと思ったが、都合が合わないことが判明した。グループ通話の中で今後は仲良くしていこうと話して終わった。</p>
対応概要	<p>○Dへの指導</p> <p>【6月24日（火）】以降、面談等を適時実施</p> <p>【7月16日（水）】 D、保護者に校長から指導</p> <p>Dは、「障がい者」という言葉を悪意があつて使つたと認めている。そのことで、Bをはじめその周囲の人々を傷つけたこと、その影響力、意味の深さを今、反省している。</p> <p>事案発生後、先生方をはじめ家族等多くの方に関わりを持ってもらっている。</p> <p>○学校の対応</p> <p>【6月23日（月）】特別支援学校より本事案の報告</p> <p>【6月24日（火）】以降、Dの面談等を適宜実施</p> <p>【6月27日（金）】生徒指導委員会を開催 (人権教育課、学年主任、担任、管理職)</p> <p>【7月9日（水）】職員会議で本事案について教職員に情報共有</p> <p>【7月16日（水）】D、保護者に校長から指導</p> <p>【7月16日（水）】特別支援学校において、B及Bの保護者に謝罪</p> <p>【7月18日（金）】終業式での校長講話</p> <p>【7月18日（金）】終業式後に学年毎の集会を実施</p>
今後の取組	今回の事案を踏まえ共生社会の実現に向けて、全校で人権意識を高める継続的な教育を推進していく。障がいの有無にかかわらず、全ての生徒が尊重される学校づくりを目指し、人権教育の充実と差別を許さない風土の醸成に努めていく。

報告の概要(令和6年12月～令和7年8月報告分)

2 電話による差別発言

発生日時	令和7年7月23日（水）
発生場所	鳥取市役所総務部人権政策局人権推進課
内 容	<p>鳥取市総務部人権政策局人権推進課の電話に女性Aから部落のことで聞きたいとのことで電話が入り、人権推進課の職員Bが対応した。</p> <p>【電話内容】</p> <p>A : 「部落のことで聞きたいのですが、いいですか？ 麒麟獅子はしっていますよね。知りませんか？あの祭りのあれに部落解放同盟の人は参加したいと言っているのでしょうか。」</p> <p>B : 「存じません。」</p> <p>A : 「そうですか。鳥取ループのことも勿論知っていますでしょう？ 麒麟獅子の祭りは徳川幕府を掲げている祭りだそうですけども、そもそも神社のしきたりも差別的ですよね。鳥居を跨ぐのに、身近な人が死んでから何日経たないといけないとか、食文化の決まりとか、そんなの宗教の関係ですよね。そもそも何を食べたとかはどうせ分からないし、何のための決まりなのか分からないですよね。それでね、聞きたいのは、被差別部落・集落は今もなお存在しているのかということです。 鳥取市は被差別部落・集落の存在を認めているのかということを教えてもらいたいんです。部落差別自体は今もまだあるのかも知れませんけど、被差別部落、その集落というものは今現在もどこかに存在していると言えるのでしょうか。どこかの裁判所は被差別部落・集落それ自体はない、と言っていました。鳥取市はそのところをどう認識しているのか、それがとても重要な気がなってきます。」</p> <p>B : 「部落差別解消推進法などが制定されているように、国でも認識されている、それに準拠しています。」</p> <p>A : 「そうですか。まあ国ではそう認めているかも知れませんが、じゃあ●●（鳥取市内の地名）とかはどうなるのでしょうか。元々は被差別部落であったかも知れませんが、今は●●（鳥取市内の地名）と言う地名がついているだけで、どこにも部落や集落とはついてないじゃないですか。それでも被差別部落・集落と言えるのでしょうか。私はそうは思わないです。エタの血とかは引いているかも知れませんが、純潔の部落民はもういないですね。それを部落解放同盟の人たちに教えてあげないといけないと思います。部落解放同盟の人たちは自分たちのことを部落民と言っていますが、部落民はもう存在しない、部落は過去の話なんです。それを教えてあげないといけない。現存する部落民を主張していくような啓発は間違っています。そんなことに人権啓発のお金を使われるのは横領と同じだと思います。マイクロなんとかもありますけど、あんなの、そんな細かいところの話じゃないと思います。そんなところの啓発をされても。もう部落・集落はないんです。それを課長さんに伝えてくれたらいいです。もう時間なので終わります。」</p> <p>※相手方の名前や住所、連絡先を確認しようとしたが、一方的に電話を切られた。</p>
対応概要	<p>【7月24日（木）】</p> <p>速やかに相談記録を作成し、所属長への報告、及び人権推進課内で「被差別部落に関する問合わせ対応要領」及び「被差別部落に関する問合わせへの対応手順」を併せて回覧し、職員への情報共有を図った。</p> <p>本件に関する対応方針及び今後の対応方針について市長へ報告</p> <p>鳥取県人権尊重社会推進局人権・同和対策課及び部落解放同盟鳥取市協議会へ差別事象があったことを電話報告し、概要については報告書を提出することとした。</p>
今後の取組	「被差別部落に関する問合わせ対応要領」及び「被差別部落に関する問合わせへの対応手順」により、差別事象が発生した場合の対応手順を庁内で周知徹底する。